

日米協議も無視した米軍

有害な「PFAS 汚染水」を公共下水道に放出

8月26日、米海兵隊が普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）からPFAS（有機フッ素化合物）を含む汚染水6万4000リットル（ドラム缶320本分）を公共下水道に放出した。

この計画が明らかになった段階で、沖縄県と宜野湾市は米軍に「焼却して処分すること」を求めてきた。7月19日には国と沖縄県と米軍が合同でサンプルを採取し、それぞれの調査結果を待って協議する話にもなっていた（宜野湾市担当者）。しかし8月26日、米軍は一方的に放出を通告し、公共下水道に「PFAS汚染水」を流したのだ。

PFASは1940年代以降、台所用品（フッ素樹脂加工された鍋等）や産業用など、多くの分野で使われてきた。

特にPFASの中でもPFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタンスルホン酸）は、乳児の低体重、免疫システムや甲状腺ホルモンへの悪影響、発がん性などがある有害物質である。それぞれ2009年、2019年に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」で製造・販売・使用が禁じられている。

PFASは「永遠の化学物質」といわれ、環境中で分解されにくく、除去や浄化が極めて困難。いったん環境中に放出されれば、長期にわたって残留し汚染し続けるため、その影響は計り知れない。今回、下水道に流されたが、PFASは通常の下水処理では取り除けないという。そのまま海に流れていってしまうのだ。

沖縄県と宜野湾市が「沖縄県民の命と環境を踏みにじる行為だ」と抗議をすると、何と米軍は「抗議は受けつけない。意見交換、協議なら応ずる」という対応だった。

そこで、多和田栄子那覇市議（女性会議沖縄県本部事務局長）は、社民党沖縄県連合として、外務省特命全権大使に以下の内容を申し入れた。日本政府として米国に対し、①汚染水放出の即中止、②日本の立ち入り調査を認めさせ、説明責任を果たすこと、③再発防止のため日米地位協定の条文改正の提起をすること。

米軍は、今回放出した汚染水に含まれるPFOSとPFOAの処理後の含有量について、厚生労働省が2020年に定めた飲用水の目標値（1リットルあたり50ナノグラム）を下回っていると説明していた。しかし、放出当日に宜野湾市が採取して調べたところ、1リットルあたり、目標値の13倍もの値が検出されたのだ（9月10日、宜野湾市発表）。

これまでも返還された基地跡地に有害物質が放置されたり、昨年4月には普天間飛行場から泡消火剤が流出し、地域の子どもたちがPFASを含む有害な泡に触れるなど、基地由来の深刻な汚染被害が多発している。

また今年2月には、航空自衛隊那覇基地でも泡消火剤流出事故が起きた。真水しか入っていないはずの水槽から目標値の最大約9200倍のPFASが検出されたが、国は謝罪しただけでも改善されていない。9月7日、岸信夫防衛相は会見で、

今後同様の設備を持つ全国の自衛隊基地で調査を行なうとしたが、放出された有害物質が回収されたわけではない。

多和田市議は「米国から謝罪もなく、抗議も受けつけないという関係のどこが対等なのか。県民の命と環境が脅かされていることに対し、日本政府は対等な国同士として実効ある交渉をすべきだ。人権を踏みにじられた沖縄県民として怒りが収まらない。政党や市民団体も抗議を始めたので、一緒に声を上げて沖縄の命と未来を守りたい」と語気を強めた。

（編集部）



東京でも緊急の抗議行動が行なわれたが、警察官に追い立てられ、米国大使館前から移動させられた（2021年8月31日）